

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニューライフカタクラ茅野店
茅野市宮川5778-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

片倉工業株式会社
東京都中央区銀座1-19-7

3 廃止前の店舗面積の合計

1,160平方メートル

4 廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

5 廃止した日

平成21年11月30日

産業政策課

公告

茅野市における県営御柱の里地区大沢換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成22年3月1日行いました。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務
県産材利用実態調査業務

(2) 役務の特質
入札説明書によります。

(3) 履行期間
契約締結日から平成23年3月25日まで

(4) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本社又は営業所を有する者であること。

(5) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく製材登録認定機関の審査員・判定員・製材検査員の資格（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号）による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関の検査員の資格を含む。）を有し、かつ、木材製品検査に携わった件数が10件以上ある技術者又は一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士の資格を有し、かつ、現場代理人、主任技術者、管理技術者、照査技術者若しくは担当技術者として木造住宅の設計に携わった件数が10件以上ある技術者を配置できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県林務部信州の木振興課

電話 026 (235) 7266

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成22年4月8日（木）午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年4月5日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

信州の木振興課

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

塩尻都市計画第一種市街地再開発事業
塩尻駅南地区第一種市街地再開発事業

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び塩尻市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

塩尻都市計画高度利用地区

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び塩尻市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画道路事業 3・2・43号内環状南線
3・2・29号長野飯田線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

松本建設事務所（松本市大字島立1020）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画事業の種類及び名称

岡谷都市計画道路事業 3・4・6号岡谷川岸線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

諏訪建設事務所（諏訪市上川1丁目1644の10）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画事業の種類及び名称

飯田都市計画道路事業 3・3・4号羽場大瀬木線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

飯田建設事務所（飯田市追手町2-678）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

都市計画課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、平成22年3月23日、茅野市・諏訪市家下青木土地区画整理組合の解散を認可しました。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年3月29日

長野県松本地方事務所長 原 隆文

1(1)許可番号 平成21年11月17日

長野県指令21建指第6-12号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘郷原字桔梗ヶ原1765-198

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘郷原1765-127

塩尻市広丘高出1612-1

永原住宅C号 北川直樹・北川祐一

2(1) 許可番号 平成22年1月12日

長野県松本地方事務所指令21松地建第32-4号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市堀金烏川2627-1の内、2631-1の内、2633-1の内、2649-1の内、2800-168の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市豊科4270-6 あづみ農業協同組合

代表理事組合長 鈴木章文

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年3月29日

長野県長野地方事務所長 小林守夫

1(1) 許可番号 平成21年12月17日

長野県指令21建指第7-8号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字都住字三田町28-3、28-4

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字須坂450-1 神田 豪

2(1) 許可番号 平成22年3月16日

長野県指令21建指第7-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字雁田字唐根田270-2、270-4、270-1、271-1、273-8、274-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡小布施町大字雁田361-1

ダイセルノバフォーム株式会社

代表取締役社長 今井建彦

建築指導課

公告

昭和51年10月28日付け公告(三才山トンネル有料道路の料金の額等について)、昭和53年9月28日付け公告(新和田トンネル有料道路の料金の額等について)、昭和63年8月25日付け公告(平井寺トンネル有料道路の料金の額等について)、平成7年2月13日付け公告(白馬長野有料道路の料金の額等について)、平成7年3月13日付け公告(志賀中野有料道路の料金の額等について)及び平成8年12月19日付け公告(新長野大橋有料道路の料金の額等について)中1の備考の2の(2)の表を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月29日

長野県道路公社理事長 腰原愛正

障害の区分		障害の程度
視覚	障害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚	障害	2級及び3級
肢体不自由	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由	1級、2級及び3級の1
	体幹不自由	1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
	移動機能障害	1級から3級までの各級(1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
内部障害	心臓機能障害	1級から4級までの各級
	じん臓機能障害	1級から4級までの各級
	呼吸器機能障害	1級から4級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級から4級までの各級
	小腸機能障害	1級から4級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級
	肝臓機能障害	1級から4級までの各級

道路建設課